

# 大田市特定地域生活排水 処理事業経営戦略

---

令和8年度～令和17年度

令和8年2月

大田市上下水道部

## 目 次

1. 経営戦略策定の目的	1
2. 事業概要	1
(1) 事業の現況	1
① 施設	1
② 使用料	3
③ 組織	4
(2) 民間活力の活用等	6
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	6
3. 将来の事業環境	7
(1) 処理区域内人口の予測	7
(2) 有収水量の予測	7
(3) 使用料収入の見通し	7
(4) 施設の見通し	7
(5) 組織の見通し	7
4. 経営の基本方針	8
5. 投資・財政計画（収支計画）	8
(1) 投資・財政計画（収支計画）	8
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	11
① 収支計画のうち投資についての説明	11
② 収支計画のうち財源についての説明	12
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	14
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	15
① 今後の投資についての考え方・検討状況	15
② 今後の財源についての考え方・検討状況	15
③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況	15
6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	16
7. 用語集	17
別紙 1 大田市下水道基本構想図	
別紙 2 経営比較分析表	
別紙 3 投資・財政計画（収支計画）	

# 大田市特定地域生活排水処理事業経営戦略

団 体 名 : 島根県大田市  
事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業  
策 定 日 : 令和8年3月  
計 画 期 間 : 令和8年度 ~ 令和17年度

## 1. 経営戦略策定の目的

本市下水道事業は、快適でゆとりある衛生的な生活環境を創出することにより、少子高齢化、人口減少に対する定住化施策推進に貢献するとともに、海・河川等の公共用水域の環境保全・再生を図るため、下水道基本構想に基づき、平成15年度より集合処理区域以外の区域で合併処理浄化槽による整備を行っています。

本経営戦略は、本市特定地域生活排水処理事業の現状と、これらの将来見通しを踏まえ、将来にわたって安定期に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として平成28年度に策定されました。

策定後8年が経過し、また令和6年4月から公営企業法の一部適用により、公営企業会計へ移行したことから、この度見直しを行いました。

## 2. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ①施設

(令和7年3月31日現在)

供 用 開 始 年 度 ( 供 用 開 始 後 年 数 )	平成15年8月11日(22年)
法 適 ( 全 部 適 用 ・ 一 部 適 用 ) 非 適 の 区 分	地方公営企業法一部適用(令和6年4月1日)

処理区域内人口密度 (人 / km <sup>2</sup> )	16.97	流域下水道等への 接続の有無	流域下水道等へ は接続していま せん。
処 理 区 数	個別処理区（市設置型浄化槽）		
処 理 場 数	合併処理浄化槽 1, 256 基		
広域化・共同化・最適化 実施状況 * 1	経済的な事業の選択と効率的な整備を進めるため、令和4年度に下水道基本構想の見直しを行い、各種処理施設の最適化を図った。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

本市の汚水処理は令和4年度に見直しを行った下水道基本構想により、公共下水道等の集合処理区と浄化槽の個別処理区により大田市全域を整備することとしています。

市設置型浄化槽整備については、平成15年度から仁摩町の個別処理区域の整備に着手し、平成21年度からは本市全域の個別処理区域において計画的な整備を推進してきました。現在は、年間整備基数60基を目標とし整備推進を行っています。

（現在の整備区域及び整備予定区域は別紙1のとおり）

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	該当なし		
業務用使用料体系の概要・考え方	該当なし		
その他の使用料体系の概要・考え方	<p>一般家庭用、業務用の区分はなく、基本水量付段階別逦増型料金体系としており、水道の使用量を基に料金算定をしています。</p> <p>また、水道以外の水を使用している場合は、使用の状況に応じ使用水量を認定し料金算定をしています。</p>		
条例上の使用料*2 (20 m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度		3,300円
	令和5年度		3,300円
	令和6年度		3,300円
実質的な使用料*3 (20 m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度		3,621円
	令和5年度		3,614円
	令和6年度		3,628円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20 m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭のみでなく業務用を含む)をいう。

使用料収入は、整備の進捗に伴い加入者が増加し、使用水量の伸びに連動し増えてきています。

料金体系については、全国的な水準を基に決定しています。

### 使用料

浄化槽の設置が完了し、宅内外配管工事後、浄化槽が使用できる状態になると、使用料を納めていただきます。

浄化槽の使用料は、一定使用量までの基本料金と使用水量などにより加算される超過料金を加算したものです。

(1ヵ月当り)

区分	適用	使用料
基本料金	10m <sup>3</sup> までの分	1,650円
超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	165円
	20m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分	187円
	50m <sup>3</sup> を超える分	220円

### 使用水量の決め方

浄化槽の使用水量は、原則として上水道の使用水量に基づいて決めます。井戸などの地下水を使用している場合は使用の状況に応じて認定します。

○水道水以外の水のみを使用した場合 (1ヵ月当り)

使用人数	一般家庭の使用水量	事務所等の使用水量
1人	10m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>
2人	15m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> に2人以降1人につき2m <sup>3</sup> ずつ加算する
3人以上	15m <sup>3</sup> に3人以上1人につき2m <sup>3</sup> ずつ加算する	

○水道水と水道水以外の水を併用した場合の水道水以外の水の量 (1ヵ月当り)

使用人数	一般家庭の使用水量	事務所等の使用水量
1人につき	水道水の使用量に1人につき2m <sup>3</sup> を加算する。	

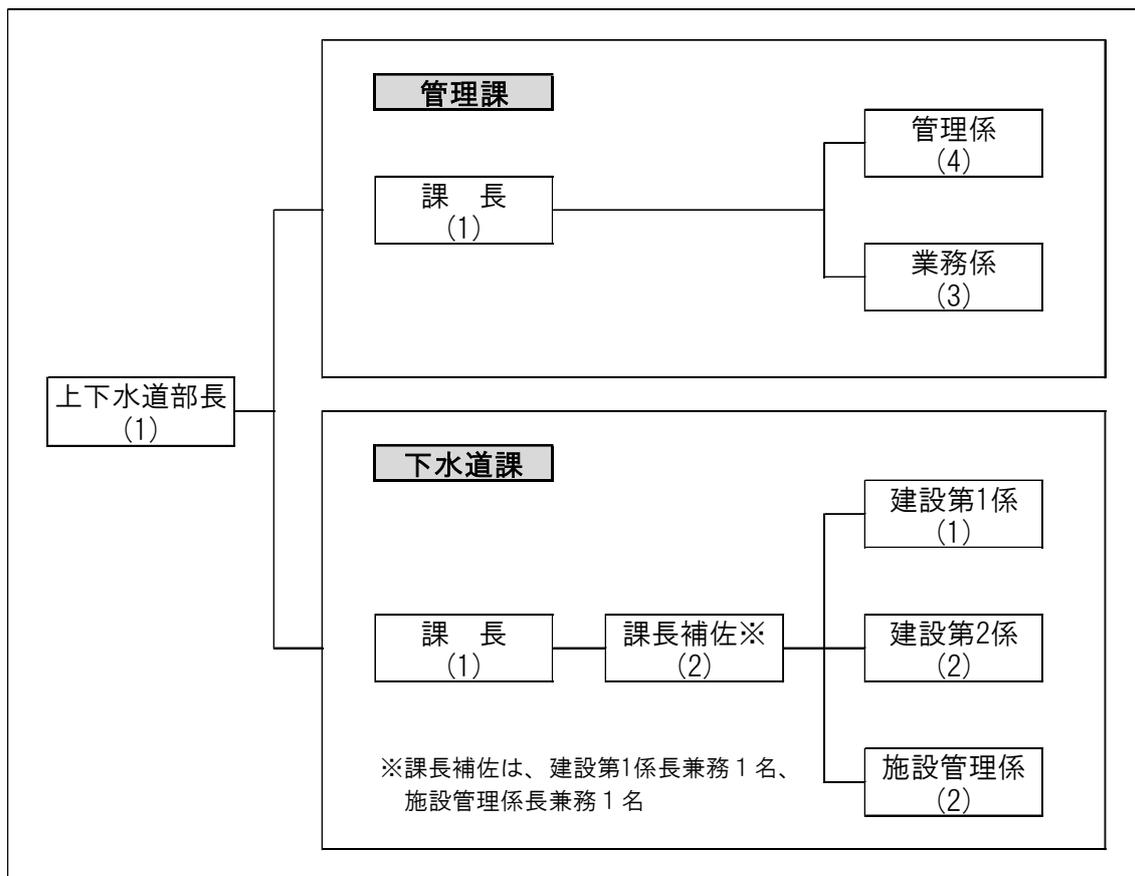
### ③ 組織

職 員 数	職員給与費予算措置なし。
事業運営組織	下水道の組織体制は1部2課5係で、下水道事業、生活排水処理事業及び農業集落排水事業の業務を行っており、現在、職員数は17名です。(上下水道部長並びに管理課8名は水道事業との兼務)

平成19年度の機構改革により、それまでの水道部門と下水道部門が1つの部となり、上下水道部となりました。また、平成25年度からは部内の予算経理、窓口業務、使用料金等の収納業務を下水道課から管理課に移管し、事務の一元化を図りました。

また、維持管理に係る業務量が増加したことから、平成30年度から下水道課に施設管理係を配置し現在に至っています。

上下水道部 組織図（令和7年4月1日現在 下水道事業）



年齢構成

区分	人数	割合
55歳以上	4	23.6%
50歳以上55歳未満	0	0.0%
45歳以上50歳未満	3	17.6%
40歳以上45歳未満	3	17.6%
35歳以上40歳未満	1	5.9%
30歳以上35歳未満	1	5.9%
25歳以上30歳未満	3	17.6%
0歳以上25歳未満	2	11.8%
平均年齢	40歳6ヶ月	

## (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	合併処理浄化槽の維持管理及び保守点検業務を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	実施していません。
	ウ PPP・PFI	実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実施していません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

## (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

### 別紙2のとおり

生活排水処理事業は、大田市生活排水処理基本計画に基づき、整備を行っている。現在、計画期間中であるため、施設利用率や水洗化率は類似団体平均を下回っている。

### 3. 将来の事業環境

#### (1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口は、大田市下水道基本構想(令和4年度策定)における行政人口を基に、国立社会保障・人口問題研究所推計人口を基に推計しました。

#### (2) 有収水量の予測

処理区域内の人口減少や節水機器の普及等により、今後さらに有収水量は減少していくものと予測しています。

#### (3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、接続基数が年々増えていくと見込んでいるため、年々増加すると予測しています。今後、汚水処理経費の適正な受益者負担を検討し、使用料に反映させていく必要があります。

#### (4) 施設の見通し

現在、集合処理区である公共下水道の整備を実施中であり、個別処理区では処理区での格差をなくし、汚水処理人口普及率を向上させるため、市設置型の浄化槽の整備を実施しています。

市設置型の浄化槽整備については、公共下水道の整備が完了した段階で、今後どうしていくのか(継続・廃止・補助金型について)検討する必要があります。

#### (5) 組織の見通し

当面の間は、現行の職員数を維持するが、概成予定の令和13年度以降は、投資事業に関わる技術職員数について減員を見込んでいる。ただし、処理施設の長寿命化などに係る事業は継続予定であり、これまで培ってきた技術・ノウハウの継承を図り適切な事業運営を行うため、組織の見直しを検討しながら必要な人員確保に努めます。

#### 4. 経営の基本方針

生活環境の改善と利便性の向上、環境保全機能の向上、安全・安心なまちづくり、健全な下水道事業経営を基本方針として掲げています。

#### 5. 投資・財政計画(収支計画)

##### (1) 投資・財政計画(収支計画)

別紙3のとおり

##### ① 収益的収支について

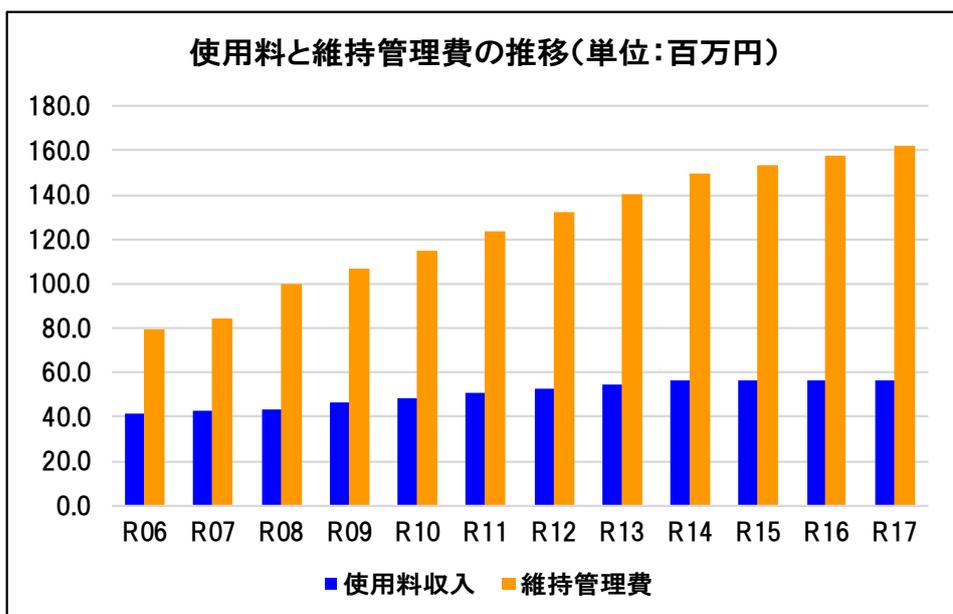
生活排水処理事業については、平成15年度から仁摩町の整備に着手し、平成21年度から本市全域での整備を行っています。今後は毎年60基から50基の整備を予定しており、これに伴って料金収入は増加しますが、1基当たりの維持管理単価も増加するため、使用料収入と維持管理費との乖離が年々増加する見込みです。営業外収益についても、維持管理費等が増加する影響により、他会計補助金等も年々増加すると見込んでいます。

支出については、浄化槽の老朽化や、基数の増加に伴い、修繕費等が増加し、維持管理費等が上昇すると見込んでいます。また、減価償却費についても毎年増加することから純損益は赤字が増加すると見込んでいます。

##### ② 資本的収支について

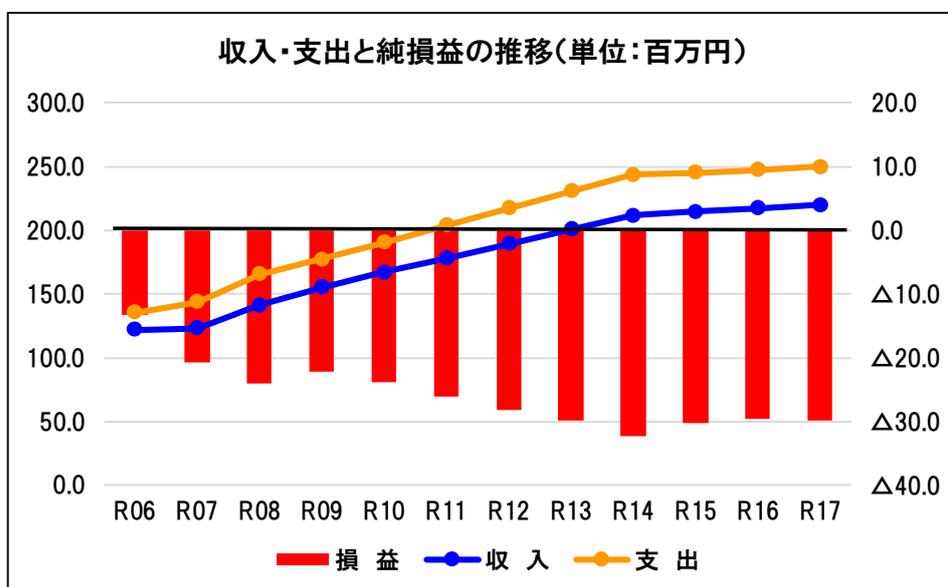
年間70基程度の新規整備を行っていましたが、近年新築棟数の減少により整備基数が減少しています。なお、本計画では令和8年度概成の5年後となる令和13年度で新規整備や譲渡を廃止する計画としています。

そのため企業債残高は令和13年度が、企業債償還金は令和16年度がピークとなり、その後、減少が見込まれます。

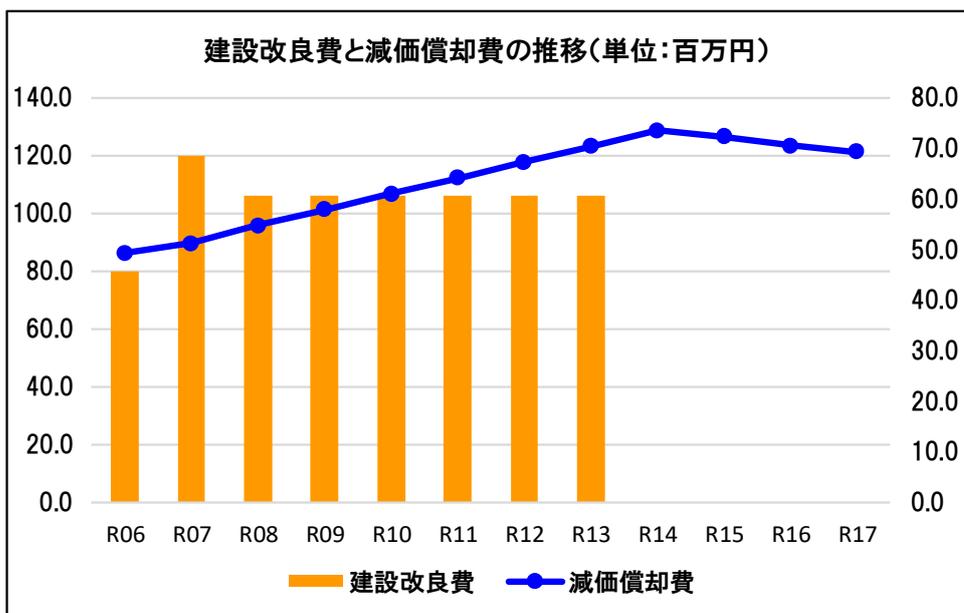


区分	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
使用料収入	41.7	43.0	43.2	46.4	48.6	50.8	53.0	54.8	56.7	56.7	56.7	56.7
維持管理費	79.6	84.6	99.9	106.7	114.8	123.3	132.2	140.6	149.5	153.7	158.0	162.4

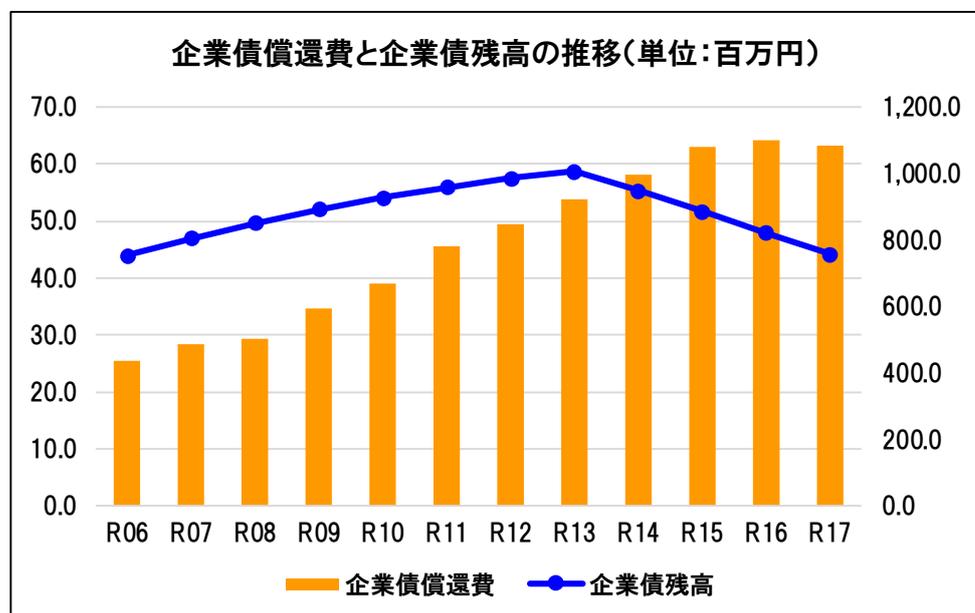
※「維持管理費」は営業費用から減価償却費を除いた額



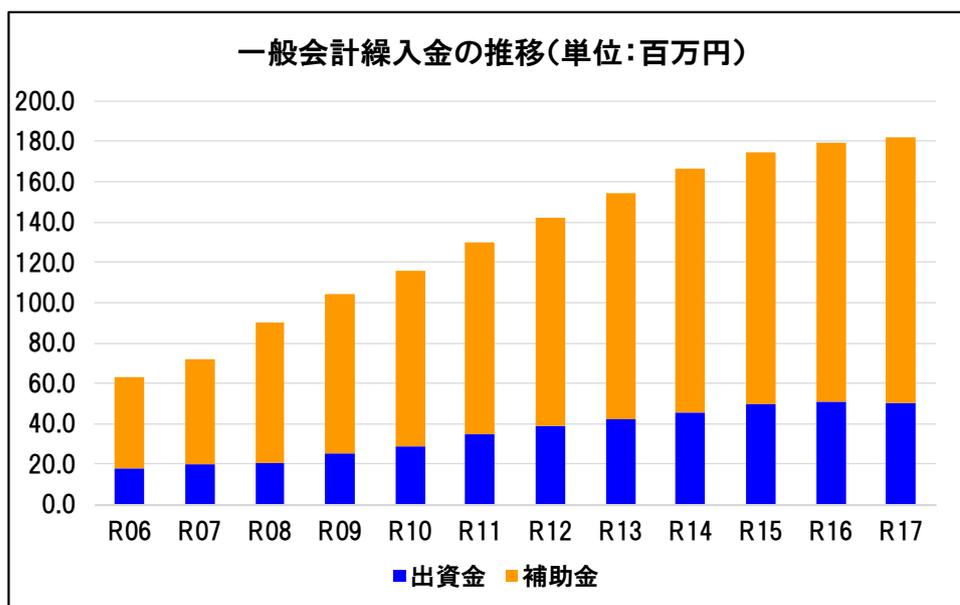
区分	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収入	122.3	122.9	141.4	155.3	166.9	177.8	189.4	200.6	211.7	214.9	217.5	219.9
支出	135.5	143.7	165.5	177.5	190.6	203.9	217.5	230.5	243.9	245.2	247.1	249.7
損益	△13.2	△20.8	△24.1	△22.2	△23.7	△26.1	△28.1	△29.9	△32.2	△30.3	△29.6	△29.8



区分	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
建設改良費	79.8	120.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	0.0	0.0	0.0	0.0
減価償却費	49.2	51.2	54.7	57.8	61.0	64.1	67.2	70.3	73.5	72.2	70.5	69.3



区分	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
企業債償還費	25.4	28.3	29.3	34.7	38.9	45.5	49.4	53.8	58.2	62.9	64.1	63.2
企業債残高	752.2	803.9	850.2	891.1	927.7	957.8	984.0	1,005.8	947.6	884.7	820.6	757.3



区分	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
補助金	45.6	51.9	68.9	78.7	87.2	95.1	103.6	112.0	120.7	124.7	128.2	131.4
出資金	17.6	20.2	20.9	25.5	28.7	35.1	38.5	42.2	45.9	49.9	50.9	50.3
計	63.2	72.1	89.8	104.2	115.9	130.2	142.1	154.2	166.6	174.6	179.1	181.7

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

<投資についての基本的な考え方>

○新設

新規整備については令和8年度以降年間60基、令和12年度から50基としていきます。なお、新規整備は令和13年度までとしています。

<収支計画の策定に当たって反映した取り組み>

○投資の目標に関する事項

整備率 21.7% ⇒ 29.3%

(整備率: 令和17年度末整備計画基数/区域内全計画基数)

## ② 収支計画のうち財源についての説明

### <財源についての基本的な考え方>

#### ○使用料収入

新規投資を継続して行う事業計画のため、浄化槽設置基数の変動により使用料見込みを算出しています。

#### <<算出方法>>

$$\boxed{\text{有収水量}} \times \boxed{\text{使用料単価}}$$

(有収水量)・・・設置基数見込×1基当たり有収水量

設置基数見込・・・前年設置基数見込+新規設置基数見込

1基当たり有収水量・・・年間有収水量÷設置基数

(使用料単価)・・・直近3ヵ年実績平均

#### ○国庫補助金

循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づき、補助基準額の3分の1を見込んで算出しています。

#### ○企業債

建設改良費から国庫補助金、受益者分担金を控除した額に対し、起債充当率100%として算定しています。なお、借入額の2分の1を過疎債併用として算定しています。

起債条件：

#### <<下水道事業債>>

償還期間20年、元金据置期間2年、元金均等方式、利率2.4%

#### <<過疎債>>

償還期間20年、元金据置期間2年、元金均等方式、利率2.4%

#### ○繰入金

現金ベースでの収支が均衡となるように一般会計繰入金の総額を算定しています。内訳としては、基準内繰入の高資本費対策費等の他、資本費(減価償却費、企業債利息)の7割を公費負担とすることを基本に算定し、補助金として計上しています。その他、維持管理費などの経費については基準外繰入で算定しています。

また、企業債償還金の7割に相当する額（過疎分については全額）を資  
本的収入に出資金として計上しています。

<収支計画の策定に当たって反映した取り組み>

○財源の目標に関する事項

生活排水処理事業は、令和8年度に汚水処理人口普及率の概成をめざす  
ため、公共下水道事業区域外で実施している事業だが、個々の浄化槽にか  
かる維持管理費が使用料収入で賄えていない状態であるため、管理基数が  
増えるほど収支が悪化せざるをえない状況である。そのため、本計画では  
新規整備を令和13年度までとしている。使用料の改定については、将来  
の事業廃止を検討することを含め、汚水処理事業全体で最適化を図る必要  
がある。

<目標>

令和6年度に農業集落排水事業と生活排水処理事業を法適化し、下水道  
事業に統合しました。使用料の改定については、汚水処理事業全体で、算  
定方法を統一化することにより事務の低減を図り、最適化をおこなう必要  
があります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、以下の条件設定により、算出を行っています。

職員給与費に関する事項	職員給与費は算出していません。
動力費に関する事項	動力費は算出していません。
薬品費に関する事項	薬品費は算出していません。
修繕費に関する事項	過去5年間の1基当たり平均修繕費×管理基数をベースに毎年度3%増とした。
委託費に関する事項	過去5年間の1基当たり平均委託料×管理基数をベースに毎年度3%増とした。
その他の経費	<p>○支払利息</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既発債 償還表に基づき各年度の支払利息を積み上げ計上。</li> <li>・新発債 下水道事業債・・・ 計画期間中の発行予定額に償還期間20年、元金据置期間2年、元金均等方式、利率2.4%の条件を設定し、各年度の支払利息を積み上げ計上。</li> <li>過疎債・・・ 計画期間中の発行予定額に償還期間20年、元金据置期間2年、元利均等方式、利率2.4%の条件を設定し、各年度の支払利息を積み上げ計上。</li> </ul> <p>○上記以外の経常的経費</p> <p>その他の経費については、毎年度大きな変動がないことから、令和6年度の決算数値を加味して計上。</p>
<p>&lt;収支計画の策定に当たって反映した取り組み&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当事項なし</li> </ul>	

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	特筆すべき事項はありません。
投資の平準化に関する事項	新規整備の終了時期について検討を行います。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特筆すべき事項はありません。
その他の取組	特筆すべき事項はありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	一般会計からの繰入金に過度に依存せず、可能な限り使用料収入により原価回収を行い、安定的な経営が可能となるよう、人口動態、水需要の動向や接続世帯数の動向に注視し、料金適正化について検討していきます。また、料金適正化にあたっては、汚水処理に係る市民負担の公平性の観点から、下水道事業及び農業集落排水事業の経営状況を含め、一体的な検討を行っていきます。
資産活用による収入増加の取組について	特筆すべき事項はありません。
その他の取組	個人設置への移行等、事業の廃止について検討を行います。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	特筆すべき事項はありません。
--	----------------

職員給与費に関する事項	特筆すべき事項はありません。
動力費に関する事項	特筆すべき事項はありません。
薬品費に関する事項	特筆すべき事項はありません。
修繕費に関する事項	特筆すべき事項はありません。
委託費に関する事項	特筆すべき事項はありません。
その他の取組	特筆すべき事項はありません。

## 6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</p>	<p>今年度策定した「経営戦略」については今後、PDCAサイクルにより、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理（モニタリング）を行い、計画と実績の乖離を検証するとともに、計画と実績の乖離が著しい場合には、その原因調査と対策を図り、経営健全化や財源確保に関する取組に即座に反映させていきます。</p> <p>また、令和8年度に大田市下水道事業経営戦略を改定する予定であることから、令和6年4月から公営企業法の一部適用となった大田市特定地域生活排水処理事業及び大田市農業集落排水事業の経営戦略と併せて、大田市下水道経営戦略として総合的に見直しをする予定です。今後検討予定の取組の具体化並びに将来の事業環境の変化への適応など、計画の高度化を目指します。</p>
----------------------------	---

## 7. 用語集

	ふりがな 用語	解説
い	いっばんかいけいくりいれきん 一般会計繰入金	一般会計から公営企業会計へ支出される経費のこと。大きく分類して、基準内繰入と基準外繰入の2種類がある。
う	うすい 雨水	降った雨の水のこと。
お	おすい 汚水	家庭、会社、工場などから出される汚れた水のこと。
	おすいしよりげんか 汚水処理原価	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。有収水量1㎡あたりの汚水処理費（管渠費、ポンプ場費、処理場費などの維持管理費）を表す。
	おすいしよりじんこうふきゅうりつ 汚水処理人口普及率	汚水処理施設（下水道、農業集落排水、合併浄化槽等）の普及状況を表す指標であり、下水道、農業集落排水施設等を利用できる人口に合併浄化槽等を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算出する。
か	かささい 過疎債	過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法に定める過疎地域に該当する市町村に限り発行が認められる地方債（過疎対策事業債）。元利償還金の7割が地方交付税措置される。
	がっぺいしよりじょうかそう 合併処理浄化槽	微生物の働きで各家庭の生活排水を浄化し、側溝などを經由して河川や海へ放流する。トイレの排水だけを処理する単独処理浄化槽に比べて浄化能力が高く、水質汚濁の指標となる生物化学的酸素要求量(BOD)の値を10分の1以下に抑える能力がある。
	かんきよ 管渠	給水・排水を目的として作られる水路全体を指す。地上部に作られるものを開渠、地中に埋設されたものを暗渠、道路などに沿ってつくられる溝状のものを溝渠と呼ぶ。
	かんきよかいぜんりつ 管渠改善率	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。管渠延長のうち、当該年度に更新した管渠の割合を表す。
	かんきよろうきゅうかりつ 管渠老朽化率	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。管渠延長のうち、法定耐用年数を超えた管渠の割合を表す。
	がんきんきんとうほうしき 元金均等方式	企業債（地方債）の償還方法のうち元金を毎回均等に償還する方式。元金と利息の合計額を毎回均等に償還する方式は元利均等方式という。
き	きぎょうさい 企業債	地方公営企業が必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務（地方債）。
	きぎょうさいざんだかたいじぎょう きぼひりつ 企業債残高対事業規模比率	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す。
	きじゅんがいくりいれ 基準外繰入	基準内繰入以外の繰入金のこと。収入不足を補てんする目的のものが多い。
	きじゅんないくりいれ 基準内繰入	繰出基準に沿って一般会計から繰り入れられる繰入金のこと。繰出基準とは、繰出金の基本的な考え方のことをいい、毎年度総務省から示される。雨水処理に係る部分の償還金や、下水道事業債の償還金の一部などがこれにあたる。
	きほんすいりょうつきだんかいべつ ていぞうがたりょうきんたいけい 基本水量付段階別逦増型料金体系	一定の基本水量を付した基本料金と、使った水量が多くなるのに応じて段階的に単位あたりの料率を高くし、超過料金を計算する方法を組み合わせた料金体系のこと。大田市では、1ヶ月あたり10㎡を基本水量としている。
	きょうようかいし 供用開始	下水道法に定める用語で、汚水処理が可能になったことを意味する。この告示が行われると、下水道へ接続することができる。
	け	けいえいせんりやく 経営戦略
けいえいひかくぶんせきひょう 経営比較分析表		毎年度の決算統計の数値を基に、総務省が作成しているもの。これを活用して分析することで、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することができる。
けいじょうしゅうしひりつ 経常収支比率		法適用企業の経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。経常収益で、経常費用をどれくらい賄えているかを表す。

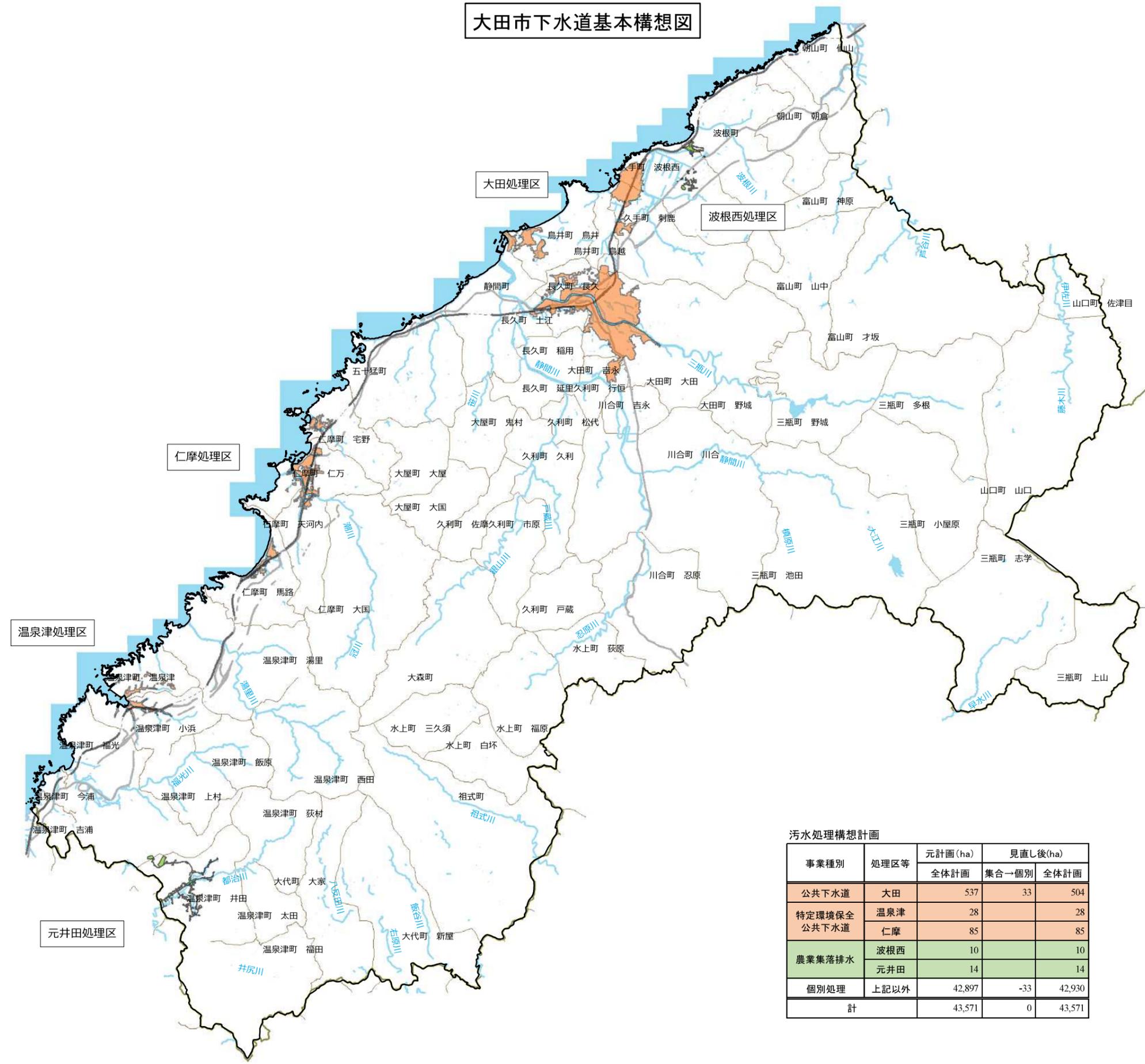
	ふりがな 用語	解説
け	けいひかいしゅうりつ 経費回収率	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。使用料で維持管理費が、どの程度賄えているかを表す。
	げすい 下水	汚水に雨水などが加わったもののこと。飲むのには適さない水で、対するものとして上水がある。
	げすいどうきほんこうそう 下水道基本構想	近年の人口減少や高齢化の進行など、汚水処理施設整備を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、効率的かつ適正な整備手法を選定し、計画的に実施するため平成13年度に策定したもの。平成18年度、平成26年度、平成30年度に見直ししている。
	げすいどうじぎょうさい 下水道事業債	地方債の項目の1つ。
	げんかしょうきゃくひ 減価償却費	建物や機械設備など、企業が長期間にわたって利用する資産を購入した場合、その購入価格をいったん資産に計上した後、当該金額を資産の耐用年数にわたって、定期的に各事業年度の費用として配分される金額。
こ	こうえいきぎょう 公営企業	「地方公営企業」の略称。地方公営企業とは、地方公共団体が、地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供するために経営する企業活動の総称。水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業の他、電気（卸売）・ガス事業や土地造成事業など様々な事業がある。
	こうえいきぎょうかいけい 公営企業会計	収入や支出を含む全ての財産の増減の変化を、その発生時点で記帳する、民間企業と同じ発生主義に基づいた会計方式（複式簿記）。
	こうきょうげすいどうじぎょう 公共下水道事業	主として市街地における下水を排除し、又は処理する下水道で、終末処理場を有するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。
	こべつしより 個別処理	汚水を個々の家ごとに浄化槽で処理し、直接川や水路などに放流する方式。郊外部のように家屋の密度が低い場所で経済的である。下水道、農業集落排水処理施設など、汚水を下水道管で集めて終末処理場で処理を行う方式は「集合処理」という。
さ	さいてきせいびこうそう 最適整備構想	農業集落排水施設を対象とした機能診断調査の評価結果に基づき、最適な修繕・更新計画となるよう策定した構想。
し	しせつりようりつ 施設利用率	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。一日平均処理水量÷一日処理能力で求められ、施設の利用状況を表す。
	していかんりしゃせいど 指定管理者制度	地方公共団体が所管する公の施設について、管理、運営を、民間事業会社を含む法人やその他の団体に委託することができる制度。
	しゃかいしほんせいびそうごうこうふきん 社会資本整備総合交付金	活力創出基盤整備、水の安全・安心基盤整備、市街地整備及び地域住宅支援といった政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援する交付金。国土交通省が所管している。
	しゅうごうしより 集合処理	汚水を下水道管で集めて終末処理場で処理を行う方式。家屋の密度が高い場所で効率的・経済的である。下水道、農業集落排水処理施設などがこれに該当する。
	じゅえきしゃふたんきん 受益者負担金	都市計画法第75条に基づき、事業によって利益を受ける方々に負担していただくもの。大田市公共下水道事業受益者負担金徴収条例に定められている。
	じゅえきしゃふたんきん 受益者分担金	地方自治法第224条に基づき、事業によって利益を受ける方々に負担していただくもの。大田市生活排水処理施設の設置等に関する条例及び大田市農業集落排水事業分担金徴収条例に定められている。
	じゅんかながたしゃかい けいせいすいしんこうふきん 循環型社会形成推進交付金	市町村等が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために要する経費に充てるための交付金。環境省が所管している。
	すいせんかりつ 水洗化率	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口で求められ、下水道区域内で下水道に接続し汚水処理している人口の割合を表す。

	ふりがな 用語	解説
す	すえおききかん 据置期間	一定の期間は利息の支払いのみで、元金の支払いが猶予される期間のこと。
せ	せいかつはいすりしよりにきほんけい かく 生活排水処理基本計画	浄化槽の整備を計画的に実施し、市民の生活環境向上と水質汚泥の改善をもたらすことを目的として策定された計計画。
	せいかつはいすいしよりにぎぎょう 生活排水処理事業	生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、地域を単位として合併処理浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が設置主体となって戸別の合併処理浄化槽を整備し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とした事業。
そ	そんえきかんじょうりゅうほしきん 損益勘定留保資金	収益的収支(地方公営企業法施行規則別表第五号予算様式における第3条予算)における費用のうち、現金の支出が実際には行われなくて計数だけが帳簿上に計上される費用の合計額。内部留保資金として別途使うことができる。減価償却費などがこれに該当する。
た	だんかいべつていぞうがたりょうきん せい 段階別通増型料金制	使った水量が多くなるのに応じて段階的に単位あたりの料率を高くし、超過料金を計算する方法。
ち	ちほうこうえいきぎょうほう 地方公営企業法	地方公共団体の経営する企業の組織・財務・職員の身分について定めた法律。昭和27年成立、施行。
	ちほうさい 地方債	地方公共団体が必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務。原則として、地方財政法5条の各号に掲げる場合においてのみ発行できる。
	ちょうきまえうけきんもどしいれ 長期前受金戻入	固定資産の取得のために交付を受けた国庫補助金等の取得財源を、減価償却の際に減価償却見合い分を順次収益に計上するもの。
と	とくていかんきょうほぜんこうきょう げすいどうじぎょう 特定環境保全公共下水道事業	公共下水道事業のうち、市街化区域以外の区域で、処理対象人口が概ね1,000人未満で水質保全上特に必要な地区において施行される事業。
	とくていちいき せいかつはいすいしよりにぎぎょう 特定地域生活排水処理事業	生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、地域を単位として合併処理浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が設置主体となって戸別の合併処理浄化槽を整備し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とした事業。
に	にんかくいき 認可区域	事業計画の認可を受けた区域のこと。都市計画法に基づく手続きが必要になる。この認可がなければ、下水道事業を実施できない。
の	のうぎょうしゅうらくはいすいじ ぎょう 農業集落排水事業	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的とした事業。
は	はいすいく 排水区	河川もしくは海域に雨水を排水するために地方公共団体が管理する下水道の区域のこと。
ひ	ぴーえふあい PFI	プライベート・ファイナンス・イニシアティブの頭文字をとったもの。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。
	ぴーでいーしーえーさいくる PDCAサイクル	行動プロセスの枠組みのひとつ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の4つで構成されていることから、PDCAという名称になっている。

	ふりがな 用語	解説
ひ	びーびーびー PPP	パブリック・プライベート・パートナーシップの頭文字をとったもの。公民が連携して公共サービスの提供を行う計画のことをこう呼んでいる。PFIは、PPPの代表的な手法の1つ。
ほ	ほうかつてきみんかんいたく 包括的民間委託	受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。
ほ	ほうてきょう 法適用	地方公共団体が経営する公営企業に地方公営企業法の規定を適用すること。法の全てを適用する全部適用と、財務規程などの一部を適用する一部適用がある。
	ぼんぶしせつ ポンプ施設	管路施設で集められた下水を処理施設に送水し、又は雨水を河川や海に放流する機能を持つ施設のこと。
	ほてんざいげん 補填財源	資本的収支の財源不足を埋めるためのもの。損益勘定留保資金や積立金、純利益などが補填財源となる。
ゆ	ゆうけいこていしさん 有形固定資産	固定資産のうち、土地や建物など具体的な形態をもつもの。対するものとして、形のない資産である無形固定資産がある。
	ゆうけいこていしさんげんかしょう きやくりつ 有形固定資産減価償却率	法適用企業の経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表し、資産の老朽化割合を示している。
り	りゅういきげすいどう 流域下水道	日本の下水道事業の一形態で、2つ以上の市町村にまたがって下水道を整備する際に、都道府県が設置管理するものをいう。
	りゅうどうひりつ 流動比率	法適用企業の経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。短期的な債務に対する支払能力を表す。
る	るいせきけつそんきんひりつ 累積欠損金比率	法適用企業の経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表す。

# 【別紙1】

## 大田市下水道基本構想図



汚水処理構想計画

事業種別	処理区等	元計画(ha)		見直し後(ha)	
		全体計画	集合→個別	全体計画	
公共下水道	大田	537	33	504	
特定環境保全 公共下水道	温泉津	28		28	
	仁摩	85		85	
農業集落排水	波根西	10		10	
	元井田	14		14	
個別処理	上記以外	42,897	-33	42,930	
計		43,571	0	43,571	

## 経営比較分析表（令和6年度決算）

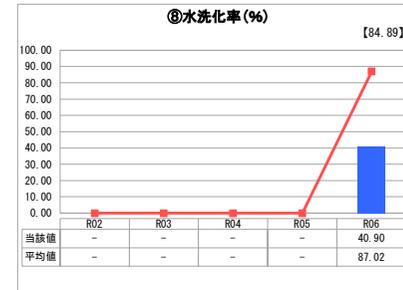
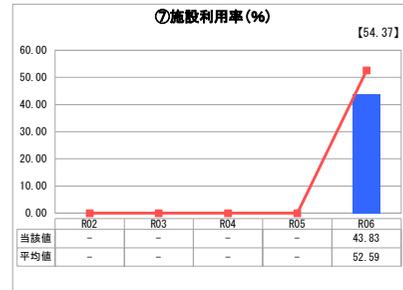
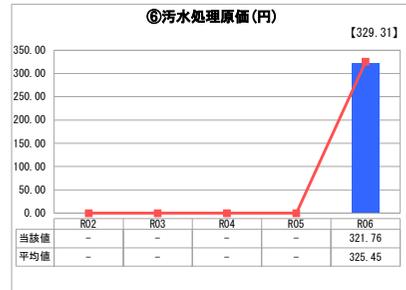
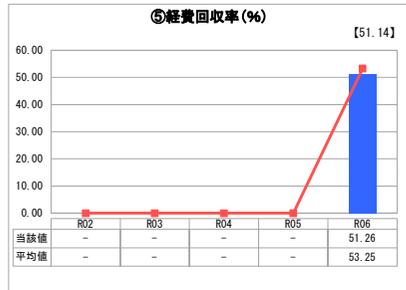
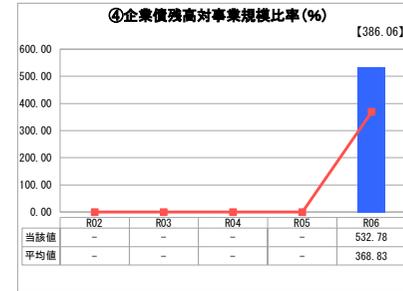
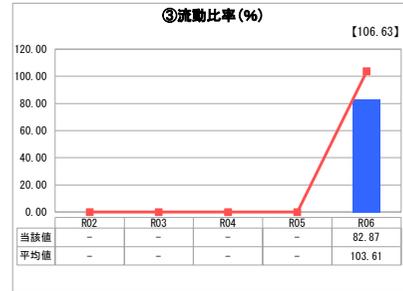
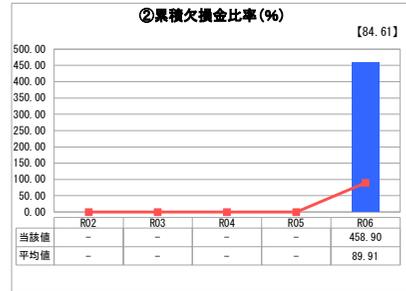
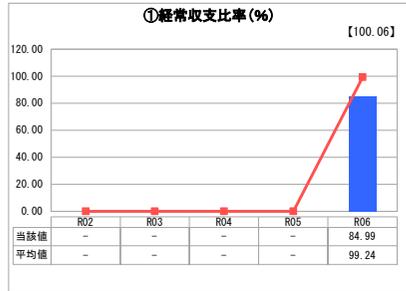
鳥根県 大田市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	37.96	18.50	100.00	3,300

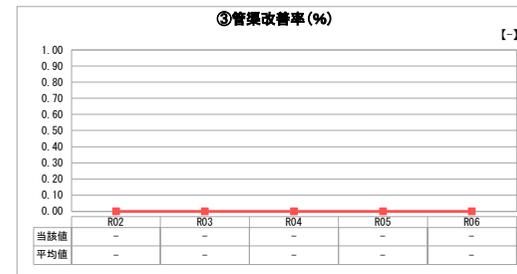
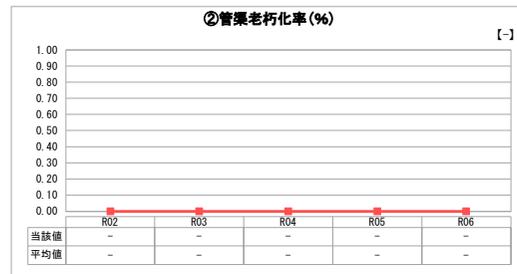
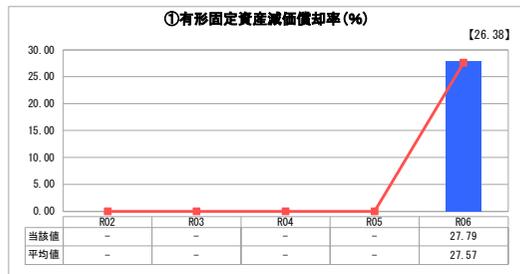
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
31,475	435.34	72.30
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
5,768	428.60	13.46

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和6年度全国平均

### 1. 経営の健全性・効率性



### 2. 老朽化の状況



### 分析欄

#### 1. 経営の健全性・効率性について

地方公営企業法の一部適用となった初年度であり、前年度との比較は難しいが、同じ項目があったものは、①内に前年度数値を記載している。

①経常収支比率(239.73)  
公営企業法適用に伴い、減価償却費等非現金収支の関係で、100%を下回っている。

②累積欠損金比率  
公営企業へ移行した時点で欠損金が発生していた。今後解消できるよう経営努力を行っていく必要がある。

③流動比率  
年度末の未払金が多いため、資金に余裕がない。会計補助金を分割してもらったり、基金の振替運用、一時借入金で運転資金を確保している。

④企業債残高対事業規模比率  
浄化槽設置事業を今後も実施していく予定であり、この指標は上昇が継続と考えられる。

⑤経費回収率(191.94) ⑥汚水処理原価(78.10)  
継続的な整備により、使用料収入が増えていくが、維持管理費も増加していくと考えられる。

⑦施設利用率(44.03)  
年間計画の着実な実施により、設置基数は増加しているが、節水等により処理水量が伸びていないことから、ほぼ横ばい状況にある。

⑧水洗化率(38.95)  
年間計画の着実な実施により、設置基数の増加に伴い徐々にあるが数値は上昇している。年間の整備基数に限りがあるため、数値の大幅な改善は難しい。

#### 2. 老朽化の状況について

平成15年度の供用開始後、21年が経過したところである。

現在のところ浄化槽本体の更新については必要性は低いものの、付属機器の修繕費用など維持管理費が増加傾向となっている。

### 全体総括

当市の生活排水処理事業は、公共下水道区域以外が対象区域となる個別処理であり、対象区域の多くは中山間地域などの人口密集地外の区域である。高齢化などの理由により普及が進みにくい状況ではあるが、水質保全などの環境対策として取り組んでいる。

一方、継続的な整備による設置基数の増加により、維持管理費用も増加しており、財源の多くを一般会計からの繰入金に依存していることから、適正な使用料収入の確保、維持管理費の削減など、経営の健全化に向けて引き続き検討していく必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

# 投資・財政計画 (収支計画)

【別紙3】

(単位:千円)

区 分		年 度		前年度	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(予算)									
收 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	41,725	42,984	43,246	46,427	48,627	50,828	53,028	54,890	56,752	56,752	56,752	56,752	56,752	56,752
	(1) 料 金 収 入	41,717	42,974	43,198	46,379	48,579	50,780	52,980	54,842	56,704	56,704	56,704	56,704	56,704	56,704
	(2) そ の 他	8	10	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
	2. 営業外収益	73,398	79,960	98,142	108,865	118,268	127,015	136,398	145,708	154,922	158,136	160,725	163,153	163,153	163,153
	(1) 補 助 金	45,569	51,904	68,883	78,708	87,216	95,067	103,555	111,966	120,654	124,668	128,218	131,411	131,411	131,411
	他会計補助金	45,569	51,904	68,883	78,708	87,216	95,067	103,555	111,966	120,654	124,668	128,218	131,411	131,411	131,411
	(2) 長期前受金戻入	27,829	28,056	29,259	30,157	31,052	31,948	32,843	33,742	34,268	33,468	32,507	31,742	31,742	31,742
	(3) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収 入 計 (C)	115,123	122,944	141,388	155,292	166,895	177,843	189,426	200,598	211,674	214,888	217,477	219,905	219,905	219,905
	の 収 益 的 支 出	1. 営業費用	128,803	135,793	154,660	164,542	175,780	187,398	199,409	210,971	222,913	225,876	228,441	231,745	231,745
(1) 経 費		79,579	84,637	99,942	106,702	114,818	123,313	132,202	140,642	149,461	153,659	157,985	162,440	162,440	162,440
修 繕 費		3,976	3,745	4,491	5,120	5,524	5,947	6,391	6,814	7,257	7,474	7,699	7,930	7,930	7,930
委 託 料		69,231	75,148	88,573	94,560	101,964	109,729	117,866	125,620	133,734	137,715	141,816	146,040	146,040	146,040
そ の 他		6,372	5,744	6,878	7,022	7,330	7,637	7,945	8,208	8,470	8,470	8,470	8,470	8,470	8,470
(2) 減 価 償 却 費		49,224	51,156	54,718	57,840	60,962	64,085	67,207	70,329	73,452	72,217	70,456	69,305	69,305	69,305
2. 営業外費用		6,660	7,897	10,839	12,952	14,866	16,484	18,112	19,553	20,956	19,321	18,670	17,917	17,917	17,917
(1) 支 払 利 息		4,849	5,849	7,663	9,183	10,694	12,067	13,322	14,472	15,519	14,648	13,681	12,679	12,679	12,679
(2) そ の 他		1,811	2,048	3,176	3,769	4,172	4,417	4,790	5,081	5,437	4,673	4,989	5,238	5,238	5,238
支 出 計 (D)		135,463	143,690	165,499	177,494	190,646	203,882	217,521	230,524	243,869	245,197	247,111	249,662	249,662	249,662
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 20,340	△ 20,746	△ 24,111	△ 22,202	△ 23,751	△ 26,039	△ 28,095	△ 29,926	△ 32,195	△ 30,309	△ 29,634	△ 29,757	△ 29,757	△ 29,757	
特 別 利 益 (F)	7,199	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	7,199	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	△ 13,141	△ 20,746	△ 24,111	△ 22,202	△ 23,751	△ 26,039	△ 28,095	△ 29,926	△ 32,195	△ 30,309	△ 29,634	△ 29,757	△ 29,757	△ 29,757	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	△ 178,335	△ 191,476	△ 212,222	△ 236,333	△ 258,535	△ 282,286	△ 308,325	△ 336,420	△ 366,346	△ 398,541	△ 428,850	△ 458,484	△ 458,484	△ 458,484	
補 填 財 源 残 高	8,885	10,398	10,189	13,390	16,188	18,741	20,921	22,811	17,474	12,901	8,012	2,874	2,874	2,874	

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
		前年度 (決算)	本年度 (決算)											
資本的収入	1. 企業債	67,000	80,000	75,600	75,600	75,600	75,600	75,600	75,600	0	0	0	0	
	2. 他会計出資金	17,561	20,221	20,855	25,546	28,713	35,093	38,461	42,156	45,854	49,917	50,907	50,302	
	3. 国(都道府県)補助金	4,605	23,311	19,717	19,717	19,717	19,717	19,717	19,717	0	0	0	0	
	4. 受益者分担金	13,175	18,600	14,870	12,700	13,285	13,870	12,330	12,800	2,200	1,600	1,000	500	
	計 (A)	102,341	142,132	131,042	133,563	137,315	144,280	146,108	150,273	48,054	51,517	51,907	50,802	
	純計 (A)-(B) (C)	102,341	142,132	131,042	133,563	137,315	144,280	146,108	150,273	48,054	51,517	51,907	50,802	
	資本的支出	1. 建設改良費	79,760	120,000	106,000	106,000	106,000	106,000	106,000	106,000	0	0	0	0
		2. 企業債償還金	25,365	28,334	29,282	34,696	38,944	45,508	49,420	53,798	58,180	62,930	64,111	63,246
		3. その他	5,020	1,911	4,187	2,017	2,602	3,187	1,647	2,117	2,200	1,600	1,000	500
		計 (D)	110,145	150,245	139,469	142,713	147,546	154,695	157,067	161,915	60,380	64,530	65,111	63,746
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		7,804	8,113	8,427	9,150	10,231	10,415	10,959	11,642	12,326	13,013	13,204	12,944	
補填財源計 (F)		7,804	8,113	8,427	9,150	10,231	10,415	10,959	11,642	12,326	13,013	13,204	12,944	
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)		752,193	803,859	850,177	891,081	927,737	957,829	984,009	1,005,811	947,631	884,701	820,590	757,344	

## ○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		前年度 (決算)	本年度 (決算)										
収益的収支分		45,569	51,904	68,883	78,708	87,216	95,067	103,555	111,966	120,654	124,668	128,218	131,411
うち基準内繰入金		25,961	28,948	33,119	36,866	40,604	44,204	47,686	51,059	54,703	53,397	51,630	50,242
うち基準外繰入金		19,608	22,956	35,764	41,842	46,612	50,863	55,869	60,907	65,951	71,271	76,588	81,169
資本的収支分		17,561	20,221	20,855	25,546	28,713	35,093	38,461	42,156	45,854	49,917	50,907	50,302
うち基準内繰入金		451	1,290	1,191	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,556	0	0
うち基準外繰入金		17,110	18,931	19,664	24,356	27,523	33,903	37,271	40,966	44,664	48,361	50,907	50,302
合計		63,130	72,125	89,738	104,254	115,929	130,160	142,016	154,122	166,508	174,585	179,125	181,713